

茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の区域内に存する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する所有者に対し、市が補助金を交付することにより、建築物の耐震診断の実施を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 一戸建ての住宅、長屋住宅並びに階数が3未満及び床面積の合計が1,000平方メートル未満の共同住宅のうち、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもの

イ 地階を除く階数が2以下のもの

(2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第4条第2項の規定により定められた同項第3号の技術上の指針に基づき行う診断（一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」により同指針に基づく診断を行う場合にあっては、同書の2012年改訂版により行う診断に限る。）をいう。

(3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。

(4) 耐震診断技術者 次に掲げる技術者（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所（第12において「建築士事務所」という。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（第12において「建設業者」という。）を含む。）

ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者

(ア) 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者名簿に登録されている者

(イ) 建築士法第2条第1項に規定する建築士で、一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会（平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者

(ウ) その他市長が(ア)又は(イ)に該当する者と同等以上の技術を有すると認めた者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除

く。)で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会の受講修了者として都道府県に登録されている者

(補助対象建築物)

第3 補助の対象となる民間建築物(第4及び第5第1項において「補助対象建築物」という。)は、建築基準法の規定に適合するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。ただし、木造住宅の耐震診断を行う場合にあっては平成12年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 現に居住し、又は居住しようとする一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅(法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(イにおいて「要安全確認計画記載建築物等」という。)を除く。)

イ 住宅でない現に使用している法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物(要安全確認計画記載建築物等を除く。第5第1項第3号において「特定既存耐震不適格建築物」という。)

(補助対象者)

第4 補助対象となる者は、第3に規定する補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体)とする。

(補助金額)

第5 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 住宅(木造住宅を除く。) 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 耐震診断及び予備診断に要する経費(補助金の交付を受ける者が消費税等の課税事業者である場合は消費税等を除く。)の合計額に2分の1を乗じて得た額

イ 耐震診断を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(ア) 延べ床面積1,000平方メートル以内の部分は1平方メートルあたり3,670円として得られた額

(イ) 延べ床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートルあたり1,570円として得られた額

(ウ) 延べ床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルあたり1,050円として得られた額

ウ 1戸当たり25,000円を乗じて得た額

エ 分譲住宅においては1,250,000円、賃貸住宅においては1,000,000円

(2) 木造住宅 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 耐震診断に要する経費(補助金の交付を受ける者が消費税等の課税事業者で

ある場合は消費税等を除く。)の合計額に11分の10を乗じて得た額

イ 耐震診断を行う建築物の延べ床面積1平方メートル当たり1,100円で計算した額

ウ 1戸当たり50,000円を乗じて得た額

(3) 特定既存耐震不適格建築物 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 耐震診断及び予備診断に要する経費(補助金の交付を受ける者が消費税等の課税事業者である場合は消費税等を除く。)の合計額に2分の1を乗じて得た額

イ 耐震診断を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(ア) 延べ床面積1,000平方メートル以内の部分は1平方メートルあたり3,670円として得られた額

(イ) 延べ床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートルあたり1,570円として得られた額

(ウ) 延べ床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルあたり1,050円として得られた額

ウ 特定既存耐震不適格建築物のうち、法第14条第1項第1号で定める学校、病院及び老人ホーム並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下この号において「政令」という。)第6条第1項第2号、第8号、第9号に定めるもので、政令第6条第2項各号で定める規模以上のものにおいては1,250,000円、それ以外の特定既存耐震不適格建築物においては1,000,000円

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ耐震診断を行う前に、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は建築基準法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し(当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの)

(2) 当該建築物の所有者が分かる書類

(3) 耐震診断費の見積書

(4) 耐震診断技術者であることを証する書類の写し

(5) 区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組合規約

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者

に対し茨木市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（耐震診断の着手）

第8 第7第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、耐震診断に着手したときは直ちに茨木市既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（耐震診断内容の変更及び中止）

第9 補助決定者は、第6の交付申請書の内容を変更しようとするとき、又は事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請事項変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合、市長は第7第1項に準じて決定の内容を変更し、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金変更・中止承認通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（耐震診断の報告）

第10 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、茨木市既存民間建築物耐震診断報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断費用に係る領収書の写し
- (2) 耐震診断費の明細書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金交付額確定通知書を受けた者は、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。この場合において、請求した補助金の代理受領を耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所又は建設業者（第13において「耐震事業者」という。）に委任するときは、市長に提出する請求書に茨木市既存民間建築物耐震診断補助金の代理受領に係る委任状（様式第10号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者（当該請求者が補助金の受領を耐震事業者に委任した場合は当該耐震事業者）に対し補助金を交付する。

（補助の取消し）

第14 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
 - (4) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助決定者に通知する。
- （補助金の返還）
- 第15 市長は、第14の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金を既に交付しているときは、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。
- （補助決定者に対する指導）
- 第16 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。
- （市長の指示）
- 第17 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則
この要綱は、平成9年6月1日から実施する。

- 附 則
（実施期日）
- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱によって、定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間、所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成24年6月21日から実施する。

附 則
この要綱は、平成25年6月7日から実施する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年11月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては所在地、団体名及び代表者名)
(自署の場合は押印不要)

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金の交付を次のとおり申請します。

建築物の名称				
建築物の 所在地	住所	茨木市		
	地番	茨木市		
建築物の所有者		住 所 氏 名		
用 途		☐ 専用住宅 ☐ 共同住宅（ 戸） ☐ 長屋住宅（ 戸） ☐ その他（ ）		
構 造		☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造		
規 模		地上 階 地下 階	延 べ 面 積	m ²
補 助 申 請 額		円		受 付
建 築 年 月 日				
補 助 金 の 受 領		☐ 申請者が受領 ☐ 耐震事業者が代理受領予定		
申 請 者 の 区 分		☐ 消費税等の課税事業者 ☐ その他		
茨木市既存民間建築物耐震診断補助金の審査に必要があるときは、私の家屋の建築年月日、家屋所有者の氏名及び住所について、茨木市長が固定資産課税台帳で確認することについて ☐同意します 氏名 印 （自署の場合は押印不要） ☐同意しません				

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあっては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市既存民間建築物耐震診断補助金について、
次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 補助対象建築物

名 称

所 在 地

2 交 付 金 額 円

3 補助の条件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあつては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市既存民間建築物耐震診断補助金について、
次のとおり不交付決定しましたので通知します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 理 由

年 月 日

茨 木 市 長



様式第4号（第8関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては所在地、団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市既存民間建築物耐震診断着手届

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた建築物の耐震診断を 年 月 日から着手しましたので次のとおり届け出ます。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 耐震診断技術者の氏名
- 4 耐震診断技術者の住所
- 5 耐震診断技術者の電話番号

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（法人にあっては所在地、団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市既存民間建築物耐震診断補助金について、次のとおり変更・中止したいので申請します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 変更又は中止の内容

4 変更又は中止の理由

5 変更前交付決定額 円

6 変更後交付申請額 円

7 差引増減額 円

様式第 6 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあつては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市既存
民間建築物耐震診断補助金は、次の条件を付けて変更・中止承認します。

条 件

- | | |
|-------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては所在地、団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市既存民間建築物耐震診断報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた建築物の耐震診断が終了しましたので、別添の書類を添えて次のとおり報告します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 補助金交付決定額 円

4 補助金精算額 円

5 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。

☐消費税等の課税事業者 ☐その他

耐震診断技術者

会社名

住所TEL

担当者

様式第 8 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあつては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書

年 月 日付け茨木市既存民間建築物耐震診断報告書を審査の結果、
茨木市既存民間建築物耐震診断補助金を次のとおり確定します。

1 建 築 物 の 名 称

2 建 築 物 の 所 在 地

3 補助金交付決定額 円

4 補 助 金 確 定 額 円

年 月 日

茨 木 市 長



年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所
氏 名 ㊞
（法人にあつては所在地、団体名及び代表者名）
（個人にあつては自署の場合は押印不要）

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあつた茨木市既存民間建築物耐震診断補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 支払金口座振替依頼書

金融機関名	銀行・農協・信金・信組 その他（ ）								銀行コード	
支店名	支店・支所								支店コード	
預金種別	普通 ・ 当座	←どちらかに○をして ください	口座番号							(7桁・右詰)
振込口座 名義	フリガナ									

様式第10号（第12関係）

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(個人にあつては自署の場合は押印不要)
電話番号

私は、下記の建築物の耐震診断補助金について、茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱第12に基づく請求に係る代理受領を

法人名：

代表者氏名：

所在地：

に委任します。

記

1 建築物の所在地 茨木市

2 代理受領を委任する補助金請求額 金 円

既存民間建築物耐震診断補助金の代理受領の受任に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法 人 名
代表者氏名 ⑩
所 在 地
電話番号

私は、上記の建築物の既存民間建築物耐震診断補助金について、茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱第12に基づく請求に係る代理受領を受任することに同意します。

様式第11号（第14関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあっては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった茨木市既存民間建築物耐震診断補助金について、下記の事由により取り消したので通知します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 取 消 事 由

年 月 日

茨 木 市 長



様式第12号（第15関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあっては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった茨木市既存民間建築物耐震診断補助金について、下記のとおり返還されますよう通知します。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返 還 期 限 年 月 日まで
- 3 返 還 方 法 別紙返納通知書による
- 4 補 助 年 度 年度
- 5 交付決定通知日
及び番号 年 月 日 第 号
- 6 補助金交付決定額 円
- 7 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
計 円
- 8 返 還 理 由

年 月 日

茨 木 市 長

